

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収した事業者の 上下水道料金を全額免除いたします！（10月又は11月請求分）

免除の対象者

「大分市と水道の契約を結んでいるお客様」等で、次のいずれかに該当する方

※下水道使用料のみお支払いされているお客様も免除対象となりますので、ご相談ください。

※水道契約者は検針時に郵便受け等に投函する「水道使用量等のお知らせ」等に記載されている使用者となります。

- ①令和3年（2021年）6月～9月のいずれかの月の売上が前年（2020年）同月比もしくは前々年（2019年）同月比で50%以上減少している全ての事業者
- ②令和3年（2021年）6月～9月のうち、連続する3か月間の売上の合計が前年（2020年）もしくは前々年（2019年）の同期間比で30%以上減少している全事業者

免除決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。

（以前に上下水道料金の免除を受けられた方も対象となりますが、再度申請が必要となります）

免除となる料金

10月に請求する「上下水道料金」（8月・9月使用水量分）

11月に請求する「上下水道料金」（9月・10月使用水量分）

いずれかの料金を
全額免除

提出書類

ア. 上下水道料金免除申請書兼誓約書

イ. 対象期間の売上が50%または30%以上減少していることが確認できる書類

（確定申告書の写し及び月額売上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿、台帳の写し等）

※大分市（商工労政課）の「中小企業者・小規模事業者等店舗家賃支援事業」の適用を受けた方は、決定通知書等の写しの提出があれば上記イの書類の提出は不要です。

免除申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、免除申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課 ・東部料金センター ・西部料金センター ・市民課水道窓口 ・各支所

提出先・期限

【提出先】 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛
（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則郵送での申請となります）

【受付開始】 令和3年9月1日（水）から

【申請期限】 10月請求分の免除申請 ⇒ **令和3年10月7日（木）必着**

11月請求分の免除申請 ⇒ **令和3年11月8日（月）必着**

[お問い合わせ・ご相談先]

大分市上下水道局 営業課 ☎097-538-1211（平日8:30～17:15まで）